

財団以外の第三者が使用する場合の手続き

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
ロゴマークの使用について

当財団が商標登録している文字や図形（以下「ロゴマーク」という。）の使用については、「公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが商標登録している文字や図形に関する使用規約」（以下「規約」という。）に基づき申請してください。

なお、ロゴマークの申請に対する回答は申請を受理してから1週間程度の時間を要します。

1. 使用申請手続きについて

ロゴマーク（別紙参照）を使用する者は、規約第5条に基づきロゴマーク使用許可申請書（別記様式第1号）を当財団に提出してください。

2. 使用許可について

財団は、提出された申請書を審査のうえ、適切であると判断した場合はロゴマーク使用許可書（別記様式第2号）を交付します。

3. 使用方法について

ロゴマークを使用する者は、以下の事項を遵守してください。

なお、ロゴマークに関する一切の権利は、財団に帰属します。

- ① 規約第2条別紙に掲げるロゴマーク「住まいるダイヤル」について、このロゴマークを使用する場合は、文字と図形の組み合わせを原則とし、「基本組み合わせ」3パターン（A～C）の中から選択
それ以外の使用は、許可された場合のみ使用可能
- ② 規約第7条に規定する使用状況についての報告の求め又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出の求めがあった場合、その求めに応じること
- ③ 規約第8条に規定するロゴマークの使用にあたり禁止する事項の遵守
- ④ 規約第9条に規定するロゴマークの表示に付随して表記する事項の遵守

申請に際し必要な書類

- 1. ロゴマーク使用許可申請書（別記様式第1号）
- 2. 使用方法等の参考となる資料がある場合は、その資料
- 3. 返信用封筒1通（宛先を明記のうえ、110円切手を貼付）

送付先及び問合せ先

〒102-0073

東京都千代田区九段北4丁目1番7号 九段センタービル3階

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

総務部 ロゴマーク使用許可担当宛

（FAX、メールアドレスによる申請は受け付けておりません）

以上